

令和8年6月11日

**特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する告示案等に係る
意見募集の結果**

－800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備－

総務省は、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの導入のための追加的な制度整備として、特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する告示案等に対して、令和8年4月3日（金）から同年5月7日（木）までの間、意見募集を実施しました。

その結果、3件の意見提出がありましたので、提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方を公表します。

1. 概要

総務省は、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの導入のため、特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する告示案等を作成し、令和8年4月3日（金）から同年5月7日（木）までの間、意見募集を実施しました。

2. 意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する考え方は別紙のとおりです。

3. 今後の予定

総務省は、意見募集の結果を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

<関係報道資料>

- ・「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「800MHz 帯広帯域小電力無線システムに係る技術的条件」及び「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「3次元測位システムの技術的条件」 ー情報通信審議会からの一部答申ー

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000741.html

- ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集 ー800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び800MHz 帯三次元測位システムの導入に係る制度整備ー

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000759.html

- ・無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に対す

る意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申　－800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び 800MHz 帯三次元測位システムの導入に係る制度整備－

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000765.html

- ・ 特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する告示案等に係る意見募集　－800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備－

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000775.html

連絡先

総務省 総合通信基盤局 電波部

移動通信課 新世代移動通信システム推進室

（担当：林課長補佐、渡邊システム企画係長）

住　所：〒100－8926

東京都千代田区霞が関 2－1－2

中央合同庁舎 2 号館

電　話：03-5253-5896

E-mail：systemplan_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、ご送信の際は、「@」に変更してください。）

特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める
件の一部を改正する告示案等に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方
(800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備)
意見募集期間：令和8年4月3日から同年5月7日まで

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	802.11ah 推進協議会	特定小電力無線局無線設備の技術的条件等の一部を改正する告示案に賛同します。また、制度化に向けたご対応に感謝いたします。 特にキャリアセンスの受信入力電力値の改正については実用面で非常に有意義と考えます。実際 920MHz 帯において、利用環境によってはバンド幅 1MHz で接続・通信可能であっても、バンド幅 4MHz では接続が出来ないなどの実不便が出ている為、今回の改正により 800MHz 帯での通信性が改善され利便性が向上すると期待しています。 また今回の入力値は国際標準である IEEE 規格に準拠する形となり製品設計におけるボーダーレス化にも寄与すると考えられます。 800MHz 帯広域小電力無線システムについての制度化の方引き続きよろしくお願いいたします。	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

2	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	800MHz 帯広帯域小電力無線システムにおいて、情報通信審議会からの一部答申の内容を踏まえ、特定小電力無線局も SAR 試験の対象とする場合には、令和元年総務省告示第 31 号の改正案にある第一項への第 15 号の追加に加え、第 13 号につきましても改正が必要になるのではないかと存じます。	御意見を踏まえ、令和元年総務省告示第 31 号第一項第 13 号を「設備規則第四十九条の第十四第五号の二、第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備」に修正いたします。	有
3	匿名	【世界標準の即時導入による『技術鎖国』の打破と、次世代安全・自動運転インフラの低廉化・早期実現】 1. 独自規制（技適）の撤廃と海外の合理的基準の無条件受け入れ 日本独自の「技適」制度が、Amazfit や Xiaomi 等の世界標準で設計された優れたウェアラブル端末や、中国・欧米で普及している安価で高性能な自動運転用センサーの導入を阻んでいる現状を直視せよ。物理的に同等の製品に対し、日本独自の検証を強いることは不当なコスト高を招き、国民から「世界最新の安全と利便性」を享受する権利を奪っている。海外で安全性が証明されている規格は即座に無条件で受け入れ、世界標準のデバイスが「海外そのままの適正価格」で迅速に流通する環境を構築すべきである。 2. 大手キャリアの「寡占」を排した公共インフラとしての電波開放	本案は、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの導入のための制度整備の一環として、特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正するものであり、頂いたご意見は、今後の政策検討にあたっての参考として承ります。 なお、本案における 800MHz 帯広帯域小電力無線システムは、登録局又は免許不要局として様々な主体による利用が可能であり、特定の事業者による運用を想定しているものではありません。	無

	800MHz 帯という貴重な公共財を、大手通信事業者の利益保護や囲い込み（月額料金ビジネス）の道具にさせてはならない。本帯域を利用した無線システムは、ウェアラブル端末による健康管理や自動運転による事故ゼロ社会を実現するための「国民共有の公共インフラ」であるべきだ。特定の企業の利権（寡占状態）や「短期解約を悪者にする不誠実な論理」をこの分野に持ち込ませず、誰もが安価に、かつ完璧な安全を享受できるオープンな環境を死守されたい。 3. 「後出しジャンケン」を許さない、20年使える長寿命設計の担保 デバイスの小型化や設計の自由度を高める改正にあたっては、メーカーによる「使い捨て」を前提とした製品開発を助長してはならない。一つのウェアラブル端末や安全デバイスを、修理やアップデートを経て20年以上大切に使い続けられる誠実な設計を制度面から担保せよ。新技術を理由にまだ使えるインフラを強制的に買い替えさせるような不誠実な制度設計は断じて拒否する。 4. 結論：『できない理由』を探す停滞を排し、世界に迫いつく決断をせよ 「独自の電波環境」や「慎重な検討」という名目で、世界標準の導入を遅らせる		
--	---	--	--

		日本の姿勢はもはや限界である。このままでは自動運転技術においても世界から完全に取り残され、国民は高額で時代遅れの製品を押し付けられることになる。本案を端緒として、日本独自の「技術鎖国」を終わらせ、氷河期世代を含む全ての国民が、世界基準の合理的で完璧なデジタル環境を安価に享受できる社会を即刻実現すべき		
--	--	--	--	--

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。